

# 町村週報

(町村の購読料は会費)  
の中に含まれております)

## 2873号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 石田直裕：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>

梅の花とメジロ



随 想	情 報	調 査 レ ポ ー ト	情 報	政 策	活 動
--------	--------	----------------------------	--------	--------	--------

「道州制推進基本法案」について国会提出を行わないよつ自民党道州制推進本部に要請  
——藤原会長はじめ本会役員が出席——  
医療介護総合確保推進法案における介護保険制度の改正案の内容について  
厚生労働省老健局介護保険計画課課長補佐 西澤 栄晃 (2)

新任都道府県町村会長の略歴  
人口減少社会における地域政策を考えるうえでの視点  
町村Navi……………北海道羽幌町長 舟橋 泰博 (14)

栄枯盛衰は世の習い先人の礎を守り将来を切り開く…………… (12)

(8) (7) (4)

### コラム

## 生き方のメッセージ

千葉市男女共同参画センター名誉館長  
NHK番組キャスター 加賀美 幸子

若い頃は、外から促されて勉強することが多いけれど、年を重ねると、自分の内側から、勉強をしたい・してみたい…という欲求が強くなるような気がする。

いままで、仕事や子育てに追われ、忙しく走り続けてきたけれど、又、時代の風の中で、その機会がなかったけれど、残り少ない今こそ、人生せつかく生まれてきたのだから、勉強してみたい…という声を周りに多く聞く。

帯津良一先生(ホリスティック医学の権威)との対談で「…今まで出来なかった、心残りの勉強をしてみたいのですが、この年では…」との私の質問に、「…全ては考え方次第。死んでもからず、ずっと勉強するつもりであれば、いつから始めても遅いなんてことはないです」と。

本当に「今の世」の続きで「あの世」でもどこでも「続けるつもりであれば、いつからでも遅くはないのかもしれない…」と、以後、嬉しいゆとりとなった。

『橋のない川』(800万部を超えるベストセラー。差別と闘いながらたくましく成長していく子供たちの姿を描いた長編小説)の作者、住井すゑさんは、80歳の時には、自宅を開放して、宇宙からいじめまで、さまざまなテーマで地域の人々と語り合った。

「理想社会がたとえ、1000年、1億年先であっても、今日一日はそれにながっている」といって。だから今日は無意味ではないわけですね」と人々に伝え、亡くなる95歳まで書き続け、机の上には「橋のない川・第8部」と書かれた原稿が残されていた。

着実に人々を導く医学者と作家、お二人のメッセージは、胸に響く。しかも明るい力で後押しされる実感がある。

いくつになろうが、いつからでも遅くはない。精神論でなくまさに実践論、心から納得できる「生き方のメッセージ」を頂いた。

### 写真キャプション

甘い果汁や花の蜜を好むメジロが、梅の枝の間を飛び回っている。美しい黄緑色をしているため、ウグイスと間違えられることもしばしば。ウグイスよりも警戒心が緩く、市街地の庭木や街路樹でも観察できる。実際には「梅にメジロ」を見かけるほうが多いかもしれない。

## 全国町村会

## 「道州制推進基本法案」について国会提出を行わないよう自民党道州制推進本部に要請

— 藤原会長はじめ本会役員が出席 —



▲要請を行った本会役員（中央が藤原会長）

自民党道州制推進本部への要請は、「道州制推進基本法案」が成立した場合、「道州制国民会議」が設置され、道州制の導入に向けた具体的な制度設計が行われる懸念がある

ことから、行ったもの。本会はこれまで、道州制について、①地方分権の名を借りた新たな集権体制を生み出す②税源が豊かで、社会基盤が整っている大都市圏への集中を招

全国町村会は3月6日（木）、自由民主党道州制推進本部（今村雅弘本部長）が取りまとめを行っている「道州制推進基本法案」（骨子案）の動向を踏まえ、藤原会長（長野県町村会長・川上村長）谷口会長代行（三重県町村会長・大紀町長）白石会長代行（愛媛県町村会長・松前町長）遠藤副会長（山形県町村会長・山辺町長）坂本行政委員会委員長（大分県町村会長・九重町長）が、同本部役員に対し、先月25日に本会が提出した「道州制推進基本法案（骨子案）」について「（次頁参照）を改めて説明、法案の国会提出を行わないよう強く要請した。

き、地域間格差は一層拡大する③道州における中心部と周縁部の格差も広がり、道州と住民との距離が遠くなり、住民自治が埋没する懸念がある④道州制の導入により市町村合併がさらに強制されれば、農山漁村の住民自治は衰退の一途をたどり、ひいては国の崩壊につながる一として、強く反対してきたところ。

藤原会長からは、同本部より2月19日に示された、一部修正された「道州制推進基本法案」（骨子案）について、「答申があったときは、速やかに、法制の整備その他の必要な措置を講ずる」とされるなど、なお、道州制導入を前提としたものであり、また「基礎自治体は、住民に身近な地方公共団体として、都道府県及び市町村の権限をおおむね併せ持ち、住民に直接関わる事務について自ら考え、かつ、自ら実践することが出来る主体とすること」とされていることなどから、市町村合併が不可避なことは明らかであり、本会が指摘している問題は何ら解決されていないと述べた上で、町村長の懸念を酌み取るよう訴えた。

これに対し、今村本部長からは、道州制については、説明の仕方が不十分なのか、双方がみ合っていない。我々の意図するところを分かっている

活 動



▲冒頭に挨拶を行う今村本部長 (左から2人目)

ただ今努力をしなければならぬ。今後、この案をたたき台として、党内で法案の提出に向けて議論を進めていきたい。道州制は国の形を変えるものなので、簡単に進められるものではないが、人口減少問題等も踏まえて、今のままで良いのかという観点から取り組んでいるので、ご協力をお願いしたいとの挨拶があった。

その後、意見交換に入り、谷口会長代行からは、平成の大合併で我々地方は大変な苦勞を強いられたが、その検証を行う時間も無いうちに、道州制を検討しようと言っている。このような議論の進め方には反対するとの発言があった。

また、石田貞敏幹事長の「道州制  
遠藤副会長からは、地方分権の推進は、現在の地方自治の仕組みの下では、ほぼ限界に達している」と決めているが、現行の体制でもまだやれることがあるのではない

国民会議を作って、一度道州制はどういうものかの絵を描く議論をするだけのこと。これによって道州制になるという法案ではない。いわば道州制国民会議設置法。それ以上のもではない。」との説明に対し、白石会長代行からは、基本法案の内容が、内閣に道州制推進本部長を置く等の記載があり、また、基本理念や基本的方向も示したうえで、道州制国民会議を設置するという構成になっていることから、明らかに道州制導入を前提

とした法案である。法案化の前にはまず道州制そのものについての議論が必要との発言があった。

が。また、「骨子案では「市町村」という名称を使わず「基礎自治体」としているが、現行の市町村でやれるということ、なぜ明確に打ち出さないのかとの発言があった。

(参考)

道州制推進基本法案 (骨子案) について

道州制推進基本法案に関しましては、すでに、昨年12月13日に、同法案の国会提出と道州制導入には断固反対である旨の意見を提出させていただいたところです。

このたびの骨子案の前文では、「我が国が、東京一極集中と地方の過疎化が進むなかで、経済・社会の国際化、本格的な少子高齢・人口減少社会の到来などの様々な課題に直面し、国と地方の財政は極めて厳しい状況にある」と指摘されていますが、全国町村会としても、このような認識を共有しており、これらの問題の解決に向け、国と地方が力を合わせて最優先で取り組まなければならないと考えております。しかしながら、これらの問題が、道州制の導入により解決されるとはとても思えません。

また、本会は繰り返し道州制が、新たな集権体制を生み出し、大都市圏への集中を招き、地域間格差は一層拡大し、市町村合併が事実上強制されることなど問題点が少なくないことを指摘し、懸念を表明してきたところです。

今回お示しいただいた骨子案によっても、こうした懸念は依然として払拭できません。「都道府県の事務の道州及び基礎自治体への移譲承継手続その他道州制の導入に伴い検討が必要な事項に関すること」が道州制国民会議への諮問事項とされ、また、「政府は、第3 11の答申があったときは、道州制に関する国民的な議論を踏まえ、速やかに、法制的整備その他の必要な措置を講ずるものとする」とされるなど、なお、道州制導入を前提とした骨子案と言わざるを得ないからです。

また、「基礎自治体」について、道州制のもとでは、「基礎自治体には、現行の都道府県の事務のうち住民に身近な事務が移譲され、現行の市町村が所掌する事務とは異なることとなることから、合併の有無にかかわらず、現行の市町村は全て基礎自治体として位置付けられるものと想定している」とのご回答をいただきましたが、これによっても市町村合併が不可避であることは全く変わっていないのではないのでしょうか。

以上のことから、本会としては、お示しいただいた骨子案に沿った「道州制推進基本法案」の国会提出と、道州制の導入に断固反対します。



政策解説

# 医療介護総合確保推進法案における 介護保険制度の改正案の内容について

厚生労働省老健局介護保険計画課課長補佐 西澤 栄晃

法案提出の背景について

今後の更なる高齢化の進展に伴い、慢性疾患や複数の疾病を抱える高齢者の増加が見込まれるなか、急性期の医療から在宅医療、介護までの一連のサービスを地域において確保し、患者の早期の社会復帰と高齢者が住み慣れた地域で継続的に生活できるようにしていくことが必要である。このため、昨年、社会保障制度改革国民会議の報告を踏まえて制定された、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」(プログラム法)においては、効率的かつ質の高い医療提供体制や、地域包括ケアシステム(医療、介護、介護予防、住まいと自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制)を各地域で構築していくための医療・介護制度の見直しについて、平成26年通常国会に政府が必要な法律案を提出する旨を規定していた。

このプログラム法の規定に基づき、社会保障審議会医療部会、介護保険部会等において医療・介護の制度改正についての具体的な議論が行われ、これらを踏まえ、平成26年2月12日に、医療法、介護保険法等の

関係法律を改正する「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」(医療介護総合確保推進法案)が閣議決定され、国会に提出された。本稿ではこの法案のうち、介護保険法の改正内容についてその主な内容を解説する。

法案の概要について

医療介護総合確保推進法案においては、介護保険制度について、平成27年度からの第6期事業計画期間に向け、地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化により制度の持続可能性を高めるための改正を行うこととしており、その主な内容は次のとおりである。なお、この内容は法案提出時の内容であり、今後の国会審議を経て法律の内容が確定していくことに留意いただきたい。また、制度改正についての現時点での更に詳細な考え方については、平成26年2月25日に開催された全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料をご参照いただきたい。

(1) 地域支援事業の充実と予防給付の見直し

- ① 新たな包括的支援事業の実施
  - 地域支援事業の包括的支援事業として、以下の3つの事業を新たに位置付けることとしている。これらの新たな事業は平成27年4月から施行されるが、施行日からの実施が困難な市町村については、条例により平成30年4月までの間、その実施を猶予することができることとされている。
  - i 在宅医療・介護連携の推進
    - 平成23年度から在宅医療連携拠点事業等の予算事業により行われてきた、医療側から以下のような在宅医療と介護の連携を推進するための事業
    - ア 地域の医療・福祉資源の把握・活用
    - イ 在宅医療・介護連携に関する会議への参加または関係者の出席の仲介
    - ウ 在宅医療・介護連携に関する研修の実施
    - エ 24時間365日の在宅医療・介護提供体制の構築
    - オ 地域包括支援センター、介護支援専門員への支援
  - ii 認知症対策の推進
    - 認知症の初期の段階で医療との連携のもとに認知症の人やその家族に対して個別の訪問を行い適切

政 策

な支援を行う「認知症初期集中支援チーム」の実施、地域の実情に応じた関係機関の連携や相談支援業務を行う「認知症地域支援推進員」の設置といった認知症に関する総合的な支援

iii 生活支援・介護予防の体制整備

生活支援や介護予防の担い手(地域貢献を希望する元気な高齢者など)の発掘と養成、ネットワーク化等を行う者(生活支援サービスクーディネーター(仮称))を配置することや事業主体間のネットワークを構築するための協議体の設置など、介護予防・生活支援の体制整備

なお、これまでの包括的支援事業は、委託をする場合には事業の全てについて一括して委託する必要があるが、iからiiiの新たな事業については、これらを適切に実施できる別の主体に委託することができるとされている。

② 地域ケア会議の推進

多職種の専門家を参集し、ケアマネジメントの支援や地域課題の検討を行う、いわゆる「地域ケア会議」について、包括的継続的ケアマネジメント支援業務の実施方

法として法律上明確化し、関係者の会議への協力の努力義務や、会議に参加した者の守秘義務を規定することとしている。個別ケースの検討から地域課題の把握・地域の支援体制の構築・政策形成に至る地域ケア会議の機能を各市町村が認識し、積極的に取り組むことが期待される。

③ 介護予防・日常生活支援総合事業の実施と介護予防給付の見直し

今後、日本中の各地域がさらなる高齢化に直面し、支援を必要とする高齢者の増加が予測されるなかで、要支援者等の比較的自立度の高い高齢者の多様な日常的な生活支援のニーズに対応し、また、支援する側と支援される側という画一的な関係性ではなく、サービスを利用しながら地域とのつながりを維持していく、あるいは能力に応じた柔軟な支援により、自立意欲を向上させていく視点を持つことが重要である。更には、高齢者が生活支援等の担い手となることや、地域に多様な通いの場を作ることにより、支援が必要な高齢者を支え、社会参加を促す地域づくりが必要になる。こうした観点

から、予防給付のうち、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防や日常生活支援を総合的かつ一体的に行う「介護予防・日常生活支援総合事業」(以下「総合事業」という。)に移行し、市町村が主体となって地域の資源に応じて多様なサービスの提供を図っていくこととしている。

ア 要支援者等を対象とした訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービス及び介護予防支援事業(ケアマネジメント)を実施する「介護予防・生活支援サービス事業」と、

イ 高齢者一般を対象とする一般介護予防事業

より構成され、その財源構成は、介護予防給付と同じ(第1号保険料21%、第2号保険料29%、国25%、都道府県12・5%、市町村12・5%)となっている。介護予防・生活支援サービス事業の実施方法としては、市町村が直接事業を実施又は事業所に委託する方法のほか、現行と同様、市町村が指定した事業所がサービスを実施し、市町村がその費用を支給する方式も可能であり、国民健康保険

団体連合会への審査支払の委託も可能となっている。

各市町村は、平成27年4月1日から総合事業を実施することとされているが、同日からの実施が困難な場合には、条例で定めるところにより、平成29年3月31日までの間、その実施を延期することができる旨の経過措置が設けられている。

また、各市町村の総合事業の適切かつ有効な実施に資するため、厚生労働大臣が総合事業に関して、介護保険法に基づく指針(ガイドライン)を示すこととされている。

(2)費用負担の公平化

費用負担の公平化を図り、制度の持続可能性を高める観点から、以下の事項の改正を行うこととしている。①及び②については、平成27年8月1日、③については、平成27年4月1日から施行することとしている。

① 一定以上所得者の利用者負担見直し

保険料の上昇を可能な限り抑えつつ、現役世代の過度な負担を避けるとともに、高齢者世代内で負

担の公平化を図っていく観点から、一定以上の所得のある第1号被保険者の利用者負担を2割とすることとしている。具体的な所得の基準については、合計所得金額で160万円（年金収入の場合280万円）とする案を提案しているが、最終的には法案成立後政令で定めることになる。

なお、2割負担となるのは、基準以上の所得を有する本人のみとしており、同一世帯に他に介護サービスを利用する世帯員がいても、その世帯員自身の所得が基準以上でなければ、その世帯員は2割負担とはならない。

## ② 補足給付

介護保険では、介護老人福祉施設等の費用のうち、食費や居住費は自己負担が原則となっているが、住民税非課税世帯の利用者については、その申請に基づき食費・居住費を補助する特定入所者介護サービス費（いわゆる「補足給付」）を給付している。この福祉的な性格のある給付について、食費や居住費を負担して在宅で生活する方との公平を図るとともに、預貯金等を保有し負担能力のある利用者に対し、本来自己負担である食費

等について保険料を財源とする給付を行う不公平を是正するため、一定の預貯金等を保有する場合には給付の対象外とする改正を行う。具体的な基準は法律成立後省令等に規定するが、単身で1、000万円、夫婦世帯で2、000万円という案が社会保障審議会介護保険部会等で議論されてきた。預貯金等の額は、本人の申告を基本とするが、市町村が必要に応じて金融機関に照会を行うことや、不正受給の際のペナルティを設けることにより、適切な申告を促すこととしている。

このほか、補足給付については、同様の観点から、配偶者がいる場合、世帯分離をしてもその所得を勘案し、配偶者が住民税課税者である場合は給付の対象外とすること、給付額の段階設定に当たっては、現在勘案していない非課税年金を勘案するといった見直しを行う予定である。

## ③ 低所得者の第1号保険料の軽減

今後の急速な高齢化により介護保険料の更なる上昇が見込まれるが、低所得者の保険料負担を抑制していくために、現在の定率の公

費負担とは別の公費負担による低所得者保険料軽減制度を設けることとしている。具体的には、住民税世帯非課税者を対象として市町村が保険料を軽減し、その費用を国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1を負担することとしている。具体的な軽減の幅は、法律成立後政令で定めるが、仮に1、300億円程度の財源が確保できた場合、現在の第1・2段階の負担割合を0・5から0・3まで、現在の特例第3段階に相当する層の負担割合を0・75から0・5に、現在のその他の第3段階に該当する層の負担割合を0・75から0・7程度に軽減することが可能と見込んでいる。

## (3) サービスの見直し

在宅サービス、施設サービスについて、以下の見直しを行うこととしている。①については平成28年4月1日までの間で政令で定める日、②については平成30年4月1日、③については平成27年4月1日を施行日としている。

### ① 地域密着型通所介護の創設

現在増加している小規模の通所介護事業所について、少人数で生

活圏域に密着したサービスであり、地域包括ケアシステム構築の観点から、地域との連携や運営の透明性を確保することが必要である。このため、市町村が指定・監督する地域密着型サービスに移行することとしている。これにより、運営推進会議の定期的な開催等を通じて、これまで以上に地域との連携や運営の透明性を確保することが図られる。

### ② 居宅介護支援事業所の指定権限の移譲

医療や生活支援のニーズが高い高齢者や認知症を有する高齢者などが増加していく中で、地域包括ケアシステム構築を推進する市町村が、高齢者の自立支援に向け重要な役割を担う居宅介護支援事業所のケアマネジャーと積極的に関わり、高齢者のニーズや地域課題の把握を幅広く行うとともに、ケアマネジメントに対する理解を高めていくことが必要である。このため、市町村によるケアマネジャーの支援を充実することを目的として、居宅介護支援事業所の指定権限を市町村に移譲し、運営基準も市町村の条例で定めることとしている。



情 報



昭和19年6月2日生

ひがし ひろし  
東 靖弘

新任都道府県町村会長の略歴

鹿兒島県町村会は平成26年2月25日の第113回定期総会で次の通り会長を選出した。(2月25日就任)

鹿兒島県町村会長  
曾於郡大崎町長

- 【住所】鹿兒島県曾於郡大崎町岡別府97番地
- 【町村長としての当選回数】4回
- 【町村長に就任するまでの経歴】
  - ▽昭和40年 大崎町役場入庁▽平成10年 同町退職▽11年 大崎町助役▽13年 同退職▽同年 大崎町長就任
- 【町村会関係の経歴】
  - ▽平成22年2月 県町村会理事▽24年2月 県町村会副会長
- 【主な業績】
  - ▽全町立保育所の民営化▽企業誘致の推進(13社)▽地域活性化インテア「野方1C」の設置実現▽資源「ごみリサイクル率七年連続日本一達成▽特設消防

これに加えて、今回の改正により、ケアマネジャーを支援する枠組みとして地域ケア会議の法定化を予定しており、これらを通して、ケアマネジャーの支援が充実され、高齢者に真に必要なサービスが提供されるようになる。

③ 特別養護老人ホームの重点化  
重度の要介護状態で、入所を希望しながら、在宅で生活をしている高齢者が数多く存在していること等を踏まえ、特養については、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設としての機能

に重点化することとしている。具体的には、原則として特養への新規入所を原則として要介護3以上の要介護者に限定することとし、要介護1・2の者については、やむを得ない事情にあった場合に、市町村の適切な関与の下に、施設が特例的に入所を認めることとする。なお、経過措置により、既入所者は要介護1・2の者も引き続き入所可能としている。

(4) 2025年を見据えた介護保険事業計画の策定  
介護保険事業計画では、第5期事

業計画期間(平成24年度から平成26年度)より、認知症施策、医療との連携、高齢者の居住に係る施策との連携、生活支援サービスと言った地域包括ケアシステムの実現に必要な要素を位置付けることとしているが、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、各市町村が主体となった地域作り・まちづくりを本格化していく必要があることから、平成27年度からの第6期介護保険事業計画からは、2025年の介護需要や保険料水準を推計し、それを踏まえた中長期的な視点に立った取組を推進することとしている。

◎ 休刊のお知らせ ◎  
3月24日付の町村週報は、休刊とさせていただきます。第2874号は平成26年3月31日付の発行となりますので、ご了承の程、よろしく願います。

何かと面倒な相続手続き、お手伝いいたします。

## 遺産整理業務

[わかし愛]

※遺産整理業務には所定の手数料がかかります。※遺産整理手続き完了時(例)遺産額2億円の場合、遺産整理業務手数料2,887,500円(消費税込み)。(平成17年10月1日現在)

三菱UFJ信託銀行

お問い合わせは ☎0120-349-250

ご利用時間/平日:土:日 9:00~17:00(祝日等を除く)  
(回線がつながりましたら 目を押ししてください。)

その人を信じて、その人に託す。

Meet The Trust Bank

三井住友信託銀行  
SUMITOMO MITSUI TRUST BANK

http://www.smtb.jp 三井住友信託銀行 検索

調査室レポート 第6回

# 人口減少社会における地域政策を考えるうえでの視点

都市と農山漁村  
それぞれの「高齢化」

「高齢化」といえば「高齢者数の増加」を指すものと考えがちだが、農山漁村においていまなお高齢人口が増加しているという認識は的確でない。農山漁村における高齢人口の増加はピークを過ぎようとしており、むしろこれから高齢人口が急増するのは都市部（都市周縁を含む）においてである。

図1は、高齢人口（65歳以上）の長期推移を、過疎指定を受けた市町村とそれ以外の市町村（非過疎市町村）とで比較したものである。過疎市町村の増加ペースは次第に鈍化しており、人口1万人未満（2005年時点）の過疎市町村に限定すれば、05年以降は減少に転じている。筆者は4年前、本紙コラム欄に「過疎市町村の高齢者数が減少に転じることの意味（第2718号・平成22年4月26日）」と題して、過疎市町村において高齢人口が減少局面に入りつつあることを指摘したが、その傾向がいよいよ本格的なものとなりつつある。

表1は、2000年から10年にかけての高齢人口増減率上位10市町村

（2000年時点の市町村単位）を示したものである。増加率上位を見ると、埼玉・千葉など大都市圏近郊の市町が並ぶ。高齢化「率」で見ればすべての市町が全国平均（23・0%）以下だが、高齢者対応に必要な施設や人員、それに要する予算を左右するのは「率」よりも「絶対数」である。表に示した市町では、その高齢人口の絶対数

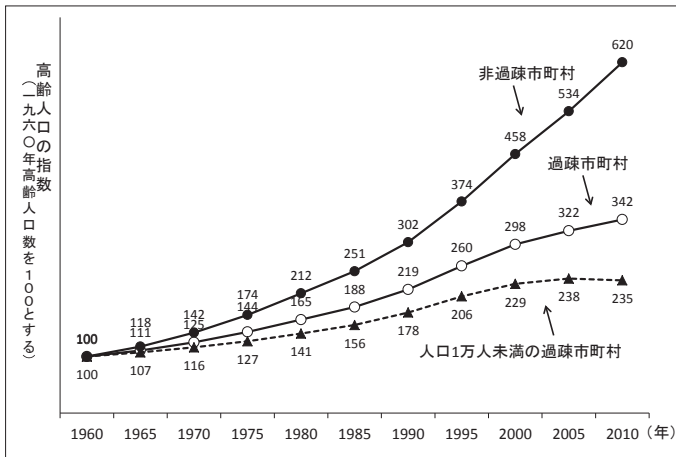


図1 高齢人口数(65歳以上)の推移  
—過疎市町村と非過疎市町村の比較—  
資料：国勢調査(各年)  
注1) 2005年時点の市町村単位で集計  
注2) 過疎市町村は、2005年時点の指定市町村(一部過疎)や「みなし過疎」を除く

表1 2000～10年高齢人口数増減率上位10市町村

単位：%

増加率上位10市町村				
市町村名	高齢人口増減率	総人口増減率	2000年高齢化率	2010年高齢化率
1 埼玉県 I町	114.7	31.9	10.5	17.0
2 埼玉県 (旧)O町	111.9	8.7	9.7	19.0
3 千葉県 S町(注2)	108.2	19.7	10.3	18.0
4 埼玉県 Y市	107.0	10.7	10.4	19.4
5 埼玉県 M市	106.8	0.3	9.5	19.5
6 埼玉県 Y市	101.8	15.2	9.9	17.3
7 埼玉県 T市	100.7	3.5	9.3	18.1
8 埼玉県 M町	98.3	8.3	12.6	23.0
9 神奈川県 A市	96.7	2.7	10.8	20.8
10 宮城県 T町	94.3	31.0	9.2	13.7

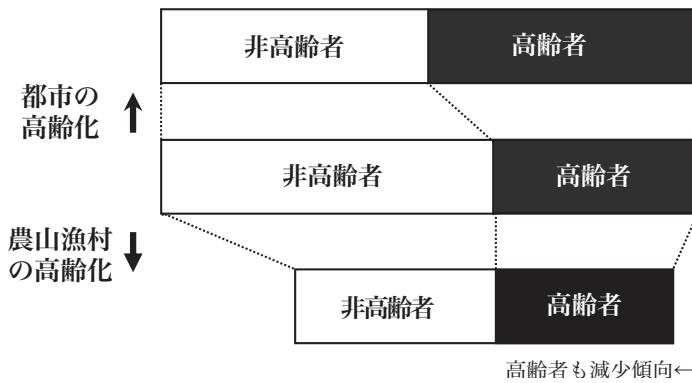
減少率上位10市町村						
市町村名	高齢人口増減率	総人口増減率	2000年高齢化率	2010年高齢化率	65～74歳増減率(%)	75歳以上増減率(%)
1 鹿児島県 (旧)K村	▲36.0	▲45.0	40.1	46.6	▲63.8	▲13.6
2 愛媛県 (旧)U村	▲34.9	▲31.7	43.7	41.7	▲62.8	5.0
3 新潟県 (旧)Y村	▲30.9	▲46.8	34.6	45.0	▲45.7	▲13.2
4 長崎県 (旧)T町	▲29.0	▲44.7	42.1	54.0	▲43.1	▲10.4
5 徳島県 (旧)K村	▲28.1	▲37.7	44.4	51.2	▲59.6	18.8
6 山梨県 H町	▲27.9	▲28.4	47.2	47.6	▲50.4	▲3.5
7 愛知県 (旧)T村	▲26.3	▲33.0	36.4	40.0	▲61.9	17.6
8 愛媛県 (旧)S村	▲24.1	▲38.7	48.7	60.3	▲38.2	▲10.5
9 高知県 O村	▲23.5	▲27.8	41.8	44.3	▲58.8	23.5
10 徳島県 (旧)村	▲23.2	▲40.6	44.7	57.8	▲48.3	8.9

資料：国勢調査  
注1) 2000年時点の市町村単位で集計  
注2) その後市制施行して、現在は市



調査室レポート

図2 都市と農山漁村の高齢化の違い



が10年間で約2倍という驚異的なスピードで増加している。

一方、減少率上位10町村はいずれも農山漁村の町村が占め、高齢者数は2割以上減少している。しかも、右端で示したように高齢人口減少を主導しているのは前期高齢者(65〜74歳)であり、地域運営の担い手として期待される人々である。

図2は都市部と農山漁村の高齢化の違いを示した模式図である。都市部の高齢化は、「非高齢者」が加齢

この図は都市部と農山漁村の高齢化の違いを示した模式図である。都市部の高齢化は、「非高齢者」が加齢

によって次々と「高齢者」となることによって進行する。ところが、農山漁村における高齢化は、「高齢者」が減少するなかで、それを上回るペースで「非高齢者」が減少することによって進行する。

このような人口減・高齢化は、地域の持続性を大きく揺るがしている。中央公論12月号に、増田寛也東京大学大学院客員教授ら人口減少問題研究会による「2040年、地方消滅。『極点社会』が到来する」と題した論文が掲載された。増田氏らは、2010年から40年にかけての30年間で人口の「再生産力」を左右する「20〜39歳の女性人口」が5割以上減少する市区町村が373(全体の20.7%)にのぼり、「こうした地域は『消滅可能性』が高い」と指摘する。増田論文は今後30年間の将来推計人口をもとに分析を行っている

地域の持続性を揺るがす人口減少

表2 20〜39歳女性人口の減少率(2000〜10年) 上位20市町村

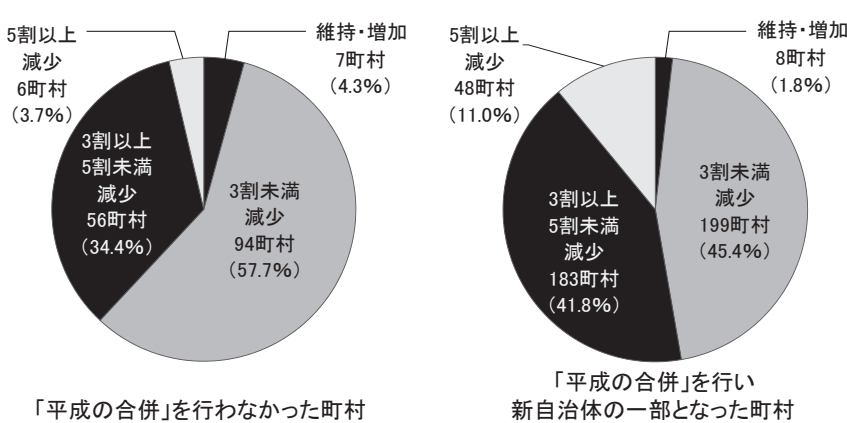
都道府県	市町村	「平成の合併」への対応	20〜39歳女性人口		
			2000年(人)	2010年(人)	増減率(%)
富山県	T村	合併して旧村	91	23	▲74.7
長野県	K村	合併して旧村	75	21	▲72.0
山梨県	T村	合併して旧村	72	21	▲70.8
愛媛県	B村	合併して旧村	17	5	▲70.6
徳島県	I村	合併して旧村	94	29	▲69.1
奈良県	O村	合併して旧村	75	24	▲68.0
長崎県	T町	合併して旧町	59	19	▲67.8
高知県	H村	合併して旧村	48	16	▲66.7
愛媛県	K村	合併して旧村	63	22	▲65.1
愛媛県	S村	合併して旧村	37	13	▲64.9
和歌山県	H村	合併して旧村	44	16	▲63.6
静岡県	M町	合併して旧町	208	76	▲63.5
長崎県	U町	合併して旧町	266	99	▲62.8
青森県	W村	合併して旧村	230	87	▲62.2
石川県	O村	合併して旧村	58	22	▲62.1
愛媛県	O村	合併して旧村	58	22	▲62.1
岐阜県	I村	合併して旧村	150	58	▲61.3
岐阜県	S村	合併して旧村	41	16	▲61.0
兵庫県	I町	合併して旧町	1,122	441	▲60.7
愛媛県	H村	合併して旧村	139	55	▲60.4

資料：国勢調査

が、現実として、農山漁村では「20〜39歳女性人口」が現在進行形で急減している。表2に、2000年から10年にかけて10年間の「20〜39歳女性人口」減少率上位20市町村を示した。表1と同じく、2000年時点の市町村単位にもとづいて集計している。いずれの町村においても、わずか10年間で「20〜39歳女性人口」が6割以上減少しており、増田論文の指摘する通り、地域の持続可能性において危機を孕みつつあると言える。

そしてもう1点気にかかるのは、上位に並んだ20町村が、いずれも「平

図3 20〜39歳女性人口の増減率(2000〜10年)で見た町村数(2000年時点で人口5千人未満の過疎指定町村)



成の合併」期に合併して新たな自治体の一部となった地域だということである。

図3は、2000年時点で人口5千人未満の過疎指定町村について、2000年から10年にかけての「20

調査室レポート

「39歳女性人口」の増減率を、「平成の合併」を行った町村と行わなかった町村とで比較したものである。「平成の合併」を行わなかった町村では、「20～39歳女性人口」が3割以上減少する町村は全体の38.1%にとどまる。一方、「平成の合併」を行った町村では逆に過半数が該当し、5割以上減少する町村も全体の10%を超える（「平成の合併」を行わなかった町村では全体の3.7%）。

このように、農山漁村——とりわけ「平成の合併」を通じて新自治体の一部となった旧町村部において、地域の持続可能性が危ふまれる事態がもたらされつつある。

**これからの地域政策を検討するうえで  
欠かせない2つの視点**

以上の分析結果は、「平成の合併」をかまえたこれからの地域政策を検討するうえで2つの示唆を与える。

第1は、市町村単位だけでなく、合併して新自治体の一部となった旧町村の単位にも目を配ることの必要性である。

図4に、静岡県浜松市の旧市町村単位の人口増減率（2000～10年）を示した。浜松市は05年に周辺の2

市8町1村を編入。（新）浜松市の人口は70万人を超え、07年には全国17番目の政令指定都市となった。一方で（新）浜松市の面積は1500平方キロを超え、商工業の盛んな沿岸部から峻険な山間地域まで広大な市域を抱えることとなった。

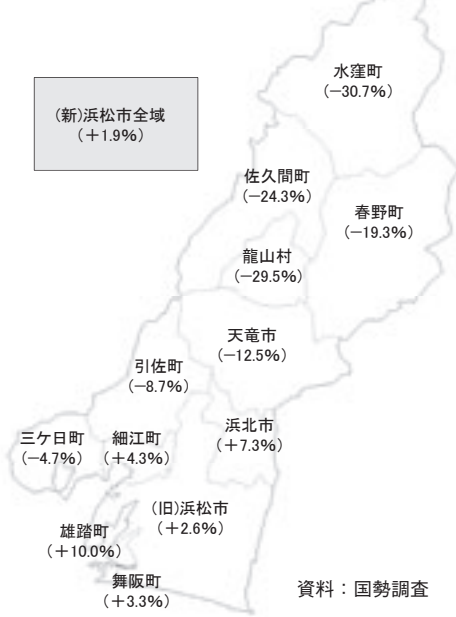
（新）浜松市全域では10年間で人口は1.9%増となっている。ところが旧市町村単位で見ると、（旧）浜松市に隣接する旧市町村では増加しているものの、その周縁部にある旧市町村では減少している。特に市北部の旧4町村（水窪町・佐久間町・春野町・龍山村）では、20～30年前後の大幅減となっている。

「平成の合併」を通じて市町村の規模は格段に大きくなった。「平成の合併」後も

市町村単位で地域の実態を測ろうとすれば、問題の所在を見落とす、とるべき政策を誤りかねない。

第2は、「平成の合併」が地域にもたらした影響を精

▼図4 浜松市の旧市町村単位の人口増減率（2000～10年）



査する必要性である。「平成の合併」を行った町村において「20～39歳の女性人口」が激減していることを先に指摘したが、これに関連して表3をご覧ください。コーホート分析により、2000年時点で人口5千人未満の過疎指定町村について、2000年から10年にかけての人口の社会的増減を年齢層別に示したものである。

農山漁村では10代から20代にかけて進学・就職に伴う大規模な他出が発生する。大学や専門学校など高等教育機関の確保が難しく、若年層の多様なニーズに対応した雇用機会が不足する農山漁村では、ある意味避けようのない現象である。ただ、こうして他出した層も、30代に差し掛

▼表3 過疎地域の各町村の年齢層別人口増減率（2000年～10年：コーホート）

年齢層	単位：%			
	(2000年時点で人口5000人未満の過疎指定町村)		静岡県	徳島県
	合併せず	合併して旧町村に	浜松市 北部旧4町村	上勝町
2000年 → 2010年				
0～4歳 → 10～14歳	▲ 5.4	▲ 1.7	▲ 7.1	▲ 2.2
5～9歳 → 15～19歳	▲ 30.0	▲ 28.8	▲ 41.5	▲ 54.5
10～14歳 → 20～24歳	▲ 53.8	▲ 60.2	▲ 69.2	▲ 62.7
15～19歳 → 25～29歳	▲ 31.1	▲ 44.5	▲ 55.8	▲ 13.0
20～24歳 → 30～34歳	▲ 3.6	▲ 7.6	▲ 15.7	▲ 17.4
25～29歳 → 35～39歳	▲ 8.5	▲ 10.4	▲ 26.6	▲ 16.9
30～34歳 → 40～44歳	▲ 7.5	▲ 5.9	▲ 16.8	▲ 15.1
35～39歳 → 45～49歳	▲ 6.2	▲ 5.3	▲ 13.9	▲ 2.8
40～44歳 → 50～54歳	▲ 3.8	▲ 4.0	▲ 7.6	▲ 0.0
45～49歳 → 55～59歳	▲ 3.0	▲ 2.6	▲ 5.6	▲ 4.7
50～54歳 → 60～64歳	▲ 5.7	▲ 2.0	▲ 5.2	▲ 2.0
55～59歳 → 65～69歳	▲ 9.2	▲ 3.9	▲ 6.0	▲ 1.3

資料：国勢調査

かるとUターンを考える者が増える。また近年では、若年層の一部に、農山漁村に自らの新たな可能性を求めてIターンする動きがある。こうした層の受け皿を用意できるかが農山漁村の町村の持続可能性を左右すると言える。

この点、「平成の合併」を行わなかった町村では、30代前半で若干なりともプラスに転じている。島根県海士町や徳島県上勝町（いずれも合

## 調査室レポート

併せず)は、以前からIターン施策など当該世代の誘致に積極的に取り組んできた成果からか、地理的条件には決して恵まれていないにもかかわらず大幅増を見せている。

ところが、「平成の合併」を行った町村では、「平成の合併」を行わなかった町村に比べて回復力が弱く、いずれの年齢層でもプラスに転じることはない。上述の浜松市北部の旧4町村では、30代ですら20%前後の減少を見せている。

## まとめ

農山漁村では高齢者が減少局面に入りつつある。特に、これまで地域の担い手として活躍してきた前期高齢者が減り始めることの影響は大きい。担い手の減少をいかに補うのか、まちぐるみ、むらぐるみで行政と住民が一体となって考えていく必要がある。

一方、都市や都市郊外部は高齢者が急増する。農山村では前期高齢者は地域の担い手だが、都市部ではむしろ扶養される側になりかねない。これから高齢化する「団塊の世代」が扶養される側に回れば、とてもその地域の福祉はもたない。当該地域では、これから急増する高齢人口を「被扶養人口」とするのではなく、地域の担い手として取り込んでいく努力が求められる。

このような人口減・高齢化は地域の持続性を大きく揺るがしている。農山漁村——とりわけ「平成の合併」を通じて新自治体の一部となった旧町村部において、人口の「再生産力」を左右する「20～39歳女性人口」が激減しており、地域の持続可能性が危ぶまれる事態がもたらされつつある。

今後の地域政策の検討に際しては、「平成の合併」が地域にもたらした影響を精査したうえで、市町村単位だけでなく合併して新自治体の一部となった旧町村の単位にも着目しながら議論を進める必要がある。

こうした動向に「平成の合併」がどの程度影響を及ぼしたかは不明であり、今後、実態調査を含めた詳細な検証作業を進める必要がある。しかし、いずれにしても、今後の地域政策を議論するうえで、「平成の合併」が地域にもたらした影響に対する視点とその実態の精査が不可欠であることは、論を俟たないと言えよう。

全国町村会 総務部 調査室長  
坂本 誠

## 町村専用ページ「町村.com」をご覧ください

● <http://www.zck.or.jp/choson/> ●

全国町村会では、全国の町村との連携を密にし、町村長と町村職員のみなさんの情報収集の利便性を向上させるため、町村専用ページ「町村.com」を開設しています。

「町村.com」では、全国町村会の活動状況や中央省庁などの政策情報を随時ご提供しているほか、全国の町村の先進的な取り組み事例をはじめ、各種統計資料など様々なデータも公表しています。

私どもは、「町村.com」が町村関係者にとって真に役立つホームページとなることを目指し、

これからも充実をはかっていきたいと考えていますので、ご覧になったご感想・ご意見を、下記のメールアドレスにお寄せください。

[kouhou@zck.or.jp](mailto:kouhou@zck.or.jp)

・「町村.com」は、町村関係者の方だけがご利用いただける専用ページです。  
ご覧になる際は、所定のパスワードが必要になります。

・ユーザー名とパスワードは、各町村にお知らせ済み(平成18年9月27日付)ですが、お問い合わせは、全国町村会広報部までメール([kouhou@zck.or.jp](mailto:kouhou@zck.or.jp))でお願いいたします。





情 報

今さら聞けないメタボリックシンドローム

自分に合ったダイエット法をみつけよう

ライター 山崎ひろみ

世の中にはたくさんの方のダイエット法があふれ返っています。今回は、代表的なダイエット法をいくつか紹介しましょう。肥満は、摂取カロリーが消費カロリーを上回っているという単純な理由により起こっているという理論に基づいて、摂取カロリーを減らすか、消費カロリーを増やすのがほとんどのダイエットです。

摂取カロリーを減らす

摂取カロリーを減らすダイエット法として、多くの人が実践しているのが、「計るだけダイエット」。これは、一時期一世を風靡(ふうび)しましたが、今も根強い人気があります。「計るだけ」といっても、ただ体重を量ればダイエットができるわけではありません。①朝起きたときと夜寝る前(あるいは夕食後)体重を計り、グラフに記録することで、食事の内容や時間、生活習慣によりどのくらい体重が増えるかを知る。②どう

したら体重が減るかをグラフにして目で見て実感することが、脳に喜びを与え、がんばろうというモチベーションを維持する。この二つがこのダイエット法の肝なのですが、じつは、真に威力を発揮しているのが、「100キロカロリーカード」です。これは、100キロカロリーに相当する食べ物(「ご飯茶わん三分のご飯」などと、100キロカロリーに相当する運動(体重80キロの人の普通歩行で二四分など)をイラストカードにしたものです。自分にできることをそのカードから選んで実践すればよいので、無理がないというのがこのダイエットのよいところ。もともと、このカードは、日立健康保険組合が組合員の健康的なダイエット、とくに糖尿病予防を念頭に置いて開発した「はらすまダイエット」の中で生まれたもので、厚生労働省からも一つの成功モデルとみられています。メタボ予防を考えている中高年には無理のないダイエット法といえるでしょう。

消費カロリーを増やす

消費カロリーを増やすダイエットの一つとして紹介したいのは、「大腰筋(だいようきん)ダイエット」です。これは、「スロートレーニング」で有名な筋肉の専門家、石井直方さんが推奨しているもので、もっとも脂肪のつきやすいおなか回りのインナーマッスルを鍛えることにより、体重減だけでなく健康も維持しようというものです。

大腰筋というのは、背中の筋肉の内側から左右の太ももにつながっている筋肉です。この筋肉は背骨を引っ張り自然なS字形に保つ働きや、骨盤の表面にある腸腰筋と連動して骨盤を支え、太ももを引き上げる働きをしています。年齢とともにこの筋肉が弱ってくると姿勢が前かがみになり、腰痛や肩こりの原因となったり、背骨の脇にある交感神経の働きが悪くなるために、代謝が下がり冷え症などの原因になります。大腰筋を鍛えるには、あおむけに寝て両脚をそろえ、子どもを「高い高い」するように天井に向けて上げるエクササイズや、立ったままその場で足踏みをするエクササイズ、足を伸ばして座り、お尻を使って歩くエクササイズ、スロースクワットな

どがあります。これらを週二回欠かさず続けることで、インナーマッスルが鍛えられる。少ない回数でも腹筋をするのと同じような効果があり、女性に多いおなか回りの皮下脂肪、男性に多い内臓脂肪を減らすことができます。

糖質制限ダイエット

もう一つ、最近、話題になっているのが「糖質制限ダイエット」です。これは、「肥満はカロリーのとりにすぎでなく、高血糖によって起こる」という理論に基づくもので、これまでの常識をくつがえすものです。葉物野菜はもちろん、肉や魚、大豆製品、乳製品などのたんぱく質、油(脂質)はいくらとっても大丈夫、ただし、血糖値を上げる炭水化物、糖分は控える方法。血糖値が上がると血液中にあふれた中性脂肪が脂肪として蓄えられるため、血糖値を上げないことがもつとも大事だという考え方は、これまでのダイエット理論への挑戦状ともいえるもので、「腎臓病の人には危険」など、医師からの批判もあります。ですから、このダイエット法を実践するときは、医師と相談するようにはしてください。いずれもやり方は関連書籍を入手して行うとよいと思います。

## 随 想

栄枯盛衰は世の習い  
先人の礎を守り将来を  
切り開く

北海道羽幌町長 舟橋 泰博



北海道日本海沿岸を走る国道や羽幌町のある道北地域はいつの頃からか、オロロンラインと呼ばれるようにイベントや商品名にオロロンの冠をつけることが多い。このオロロン街道（国道）が走る西海岸は一年を通して風が強く吹く、日本有数の風力発電の供給適地としても注目を浴びている。福島原発事故の発生を受け、安心、安全、そして安定したエネルギーの供給が求められ、全国各地で自然再生エネルギー基地の建設が推し進められている。

このように動きや対応を見ても、まちづくりを進める上で最も大切な要素である産業の掘起しは、原発の建設もそうだった様に、思わぬ流れの中から突然湧いて出る事もある。

我が町の姿を振り返ると、まさに炭坑開発がそのものといえる。海岸に面した市街地区から30kmほど山中

へ入ると、昭和初期から開発が始まり昭和30年代後半に隆盛を極めた炭坑跡地が朽ち果てた姿となって現れる。最盛期には年産100万トンを超える黒煙を上げ石炭列車が走り、全国に名を轟かすほどの活況を呈した。この頃、町中のおちこちに見られたブリキの看板や石炭袋に書かれた宣伝文は「灰と煙の少ない羽幌炭」だった。

今でも思い出される姿は、冬を迎える時期の風物詩でもあった、石炭を積んで運ぶ馬車、庭先に下ろされた石炭を石炭小屋へ運び入れる作業の様子、柔らかい暖かさを放つ石炭ストーブの「あくとり」である。そして、炭坑はスポーツにも力をいれ、特に全国都市対抗野球には2度羽幌町の名を背負って出場するなど、スキージャンプ、男女バレー等全国レベルでの活躍は北海道の羽幌町を全国に知らしめた。しかし、こ

の活況も30年間（昭和45年）で突然幕を下ろした。

より効率的な資源として安価で良質の輸入炭が増え、一方で石炭から石油へとエネルギー革命が進んだ事が大きな要因である。後にテレビの全国放映で「北の大地 1万人が消えた幻の楽園」のタイトルとなった事でもその活況と衰退がわかる。

閉山から四十数年、現在、人口は7800人、最多時の4分の1になったがこの間、離島ブームや好景気が支えとなり町は一次産業を中心とするまちづくりへと変貌してきた。

市街区を分断していた羽幌川を切り替えて出来た広大なリバーサイド跡地に住民が集える施設等を建設し街区の一体化を図り、失われた川辺の環境は町の自然保護団体によりピオトップ構想の下自然再生に取り組み、植樹や水辺の環境再生に住民参加で活動を始めた。

また、炭坑隆盛の中で存在感が薄かった天売島（昭和30年合併）、焼尻島（34年合併）は道立公園から国定公園となり、天売島には最盛期には数万羽の飛来があり、島のシンボルでもあったオロロン鳥は現在数万と激減し、その保護増殖に環境省とともに取り組みを進めている。他に

も数多くの海鳥が生息し海鳥の楽園と言われる中で、特に善知鳥（うと）は30万羽がいのコロニーを形成し世界一と言われる規模を誇っている。一方寄り添う様に位置する焼尻島は春の訪れとともに数多くの野鳥が緑豊かな島にやって来る。牧歌的なサフォーク牧場とともにその景観を楽しむファンも多く、二つの離島を持つ観光の町としての我が町の大きな財産でもあり、すばらしい資源として活かしている。

さらに漁業資源は北国の厳しい荒波の中で四季折々の魚種に恵まれ、特に甘エビの漁獲量は日本一を誇り訪れる方々に喜ばれている。

わが町は厳しい自然環境の中で先人達が地道に築きあげてきた礎を、今まさに地域の力として生かしている。炭鉱閉山は地域経済に大きな打撃を与えたが、残された地域資源を生かすべく住民は様々なチャレンジを続けて今の羽幌町がある。時の資源（宝）は山から海へ移っている感があるが、希薄に成りつつある自然を守る事の大切さや、未来へ引き継ぐ役割など自然再生の様々な活動の中から優しく、温かな町の未来へ若者達の生きるための取り組みとして継承していかなければならない。

# TIME of RELAXING

「ゆとり」と「やすらぎ」のひとつとき

静かさ心地よさに配慮し、室内インテリア全体を落ち着いた雰囲気にとまどめ、ゆったりとしたやすらぎのひとつときをお届けいたします。

<http://www.zck.or.jp/kaikan/index.html>



## 土・日・祝日は リーズナブルに

土・日・祝日のご宿泊は、  
平日料金の **20%OFF**

金曜日のご宿泊は、  
平日料金の **15%OFF**

和室もございますのでお問い合わせ下さい。  
禁煙ルームをご用意しております。



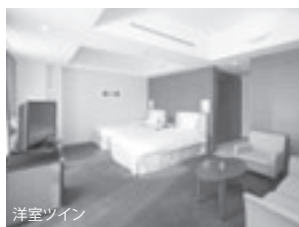
シングル 119 室  
平日料金 9,817 円より **SINGLE ROOM**

金曜日料金  
**15% OFF** 8,344 円より  
土・日・祝日料金  
**20% OFF** 7,854 円より



ダブル 12 室  
平日料金 13,282 円 **DOUBLE ROOM**  
(2名利用) ※1名利用の場合 11,072 円

金曜日料金  
**15% OFF** 11,289 円  
※1名利用の場合 9,326 円  
土・日・祝日料金  
**20% OFF** 10,626 円  
※1名利用の場合 8,778 円



ツイン 17 室  
平日料金 18,480 円より **TWIN ROOM**  
(2名利用)

金曜日料金  
**15% OFF** 15,708 円より  
土・日・祝日料金  
**20% OFF** 14,784 円より



会議室・宴会場

2階には広さと設備が多様な、大小4つのホール、会議室。高い機能性を持ち、さまざまな演出が可能です。会議・研修、パーティーなどに幅広くご利用いただけます。



カジュアルレストラン「ベルラン」

ランチタイム 11:00 ~ 14:00  
ティータイム 14:00 ~ 17:00  
ディナータイム 17:00 ~ 22:00  
(21:30 ラストオーダー)



和食処「さいかち」

ランチタイム 11:30 ~ 14:30  
(14:00 ラストオーダー)  
ディナータイム 17:00 ~ 22:00  
(21:30 ラストオーダー)

**全国町村会館**

市町村職員共済組合等の宿泊助成券がご利用いただけます。

お電話でのご予約・お問い合わせは

**TEL 03(3581)0471**

FAX 03(3581)0220

〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号

ご宿泊の予約が、全国町村会館の WEB からお申し込みいただけます。

<http://www.zck.or.jp/kaikan/index.html>

全国町村会館へのアクセスガイド

- 有楽町線・半蔵門線・南北線「永田町」3 番出口徒歩 1 分
- 丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」徒歩 5 分
- タクシー東京駅から約 20 分







# 車両共済(保険)のご案内



(自動車総合保険の車両保険)

## 大切なマイカーには…

全国町村等職員の **自動車共済** + **上乗せ 車両共済(保険)**

## のご加入がオススメです!

この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定搭乗者傷害等に加え「ご自身のおクルマの補償(車両保険)」を追加する制度です。  
お車が衝突した場合や台風・いたずら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、共済(保険)金をお支払いします。

### 町村生協の自動車共済にご加入の皆様なら!

- 無事故による割引で新規から **41% (保険料) 割引**  
(ご加入を希望するお車が町村生協の自動車共済で過去3年間無事故の場合は、ノンフリート等級9等級からスタートします。)
- 集団扱年一括払いによる割引で更に **5% 割引**
- 保険料分割払(12回)も選択可能です。  
(保険料分割払をご利用の場合は上記の集団扱年一括払いの5%割引の適用はありません。)

### さらに

無料ロードサービスがついてきます。  
ご契約のお車が、事故・故障で自力走行できなくなった場合、事前にロードアシスタンス専用デスクにご連絡ください。JAFにお取り次ぎし、レッカーや30分程度の緊急修理などを手配します。  
●バッテリー上がりや、キー閉じ込み、ガス欠など

- ◎1年間事故が無かった場合は、翌年の等級は1等級上がります。  
事故によって車両共済(保険)をご利用された場合は、事故件数1件につき3等級下がります。

- ・掛金(保険料)は、型式、初度登録年月、年齢条件、運転者限定特約の有無、共済(保険)金額、等級などにより異なります。
- ・このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容については取扱代理店(千里)または損保ジャパンの営業店にお問い合わせください。

※この車両共済(保険)をご契約いただける方は、全国町村職員生活協同組合の自動車共済に加入されている方に限ります。

お見積りのご請求・お申し込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください。

**株式会社 千里  
(取扱代理店)**

- フリーダイヤル **0120-731-087** (受付時間 月～金 午前9時30分～午後5時)  
お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください。
- FAX番号 **03-3519-7325**
- ホームページアドレス **http://www.chisato-ag.co.jp**  
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内

- 「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と株式会社損害保険ジャパンとが集団扱契約を締結し、実施しているものです。
- 集団扱としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損保ジャパンの定める条件を満たす場合のみとなります。  
詳細については、取扱代理店(千里)または損保ジャパンにお問い合わせください。

〈車両保険引受保険会社〉(株)損害保険ジャパン営業開発第2部第3課 03-3593-6456

SJ13-09078(2013.11.14作成)